

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第942号

2018年（平成30年）11月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る
コンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）10月29日付けで諮問（第942号）された国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

（1）諮問に至った経過

国民健康保険法第82条第1項の規定では「市町村及び組合は、（中略）被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされており、2016年（平成28年）4月1日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により国民健康保険法第82条が改正され、市町村は疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないこととされた。

効果的・効率的な保健事業の実施を図るための基本的な考え方として、健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報を活用して事業運営を行うこと、保健事業実施計画を策定し保健事業の実施及び評価を行うこと、また、被保険者等ごとに、生活習慣の状況、健康状

態，医療機関への受診状況，医療費の状況等を把握し分析することとされている。

本市では既に確立されている国民健康保険総合システム（KDB システム）を活用して，平成29年度に第2期データヘルス計画を策定し，平成30年度より計画に即して保健事業の実施を開始した。今後，効果的で効率的な保健事業を実施するに当たっては，診療報酬明細書，特定健康診査結果，被保険者情報を突合し，一人一人の健康状態を把握し，確実に保健指導を行わなければならない者を選出する必要がある。この業務は膨大な件数のデータ処理と専門的な知識及び技術が不可欠となるため，業者に委託してコンピュータ処理を実施することから，条例第18条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また，この業務は第2期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画に基づく取り組みの一環であることから，計画期間である平成35年度まで引き続きコンピュータ処理を行う必要があるため，包括的な取扱いを求めるものである。

なお，データヘルス計画を策定及び実施するためのデータ分析をすることについては2014年（平成26年）12月11日付け答申第695号で承認済みだが，平成27年度以降のデータヘルス計画策定に係る内容について改めて諮問することとされていた。

（2）委託する業務の範囲について

受託者には，保健事業の対象者について，個々の健康課題を明確化した上で，効果的で効率的な保健事業について提案をすることとしている。

ア データベースの構築

本市の国民健康保険被保険者について，診療報酬明細書の内容及び特定健康診査データを分析し，同一被保険者の情報については時系列に健康診査の受診状況及び医療機関の受診状況等が把握できるようにデータベースを構築すること。

イ データ分析

アで構築したデータベースを用いて，疾病別の罹患状況や1人当たりの医療費を年齢別，性別別，地区別に集計することや，治療中断者，治療が必要である未治療者及び重複受診・重複投薬者等を抽出すること。

ウ 効果的な保健事業の提案

医療費の適正化に向け，個別の健康課題を踏まえたデータを活用した保健事業の実施に係る提案をすること，及び保健指導該当者のリストを作成すること。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性について

処理件数は国民健康保険被保険者数は年間約10万人、健診データは年間約3万件、診療報酬明細書の件数は毎月約11万件であり、記載されている内容も異なることから、大量かつ複雑なデータを整理するため、コンピュータ処理をする必要がある。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 被保険者情報（国民健康保険加入者台帳の情報）

被保険証記号・番号，カナ氏名，生年月日，個人宛名番号，性別，住所，住所コード，加入日，喪失日

(イ) レセプト情報（医科・歯科・調剤診療報酬明細書の情報）

被保険証記号・番号，カナ氏名，生年月日，レセプト診療年月日，医療機関コード，診療日数，請求点数，疾病名コード，薬局コード，処方日数，医薬品名，薬効

(ウ) 特定健康診査データ

被保険証記号・番号，個人宛名番号，カナ氏名，生年月日，性別，住所，健診受診日，健診番号，健診結果情報，実施医療機関，社保支払基金番号

ウ コンピュータ処理の流れ

添付書類「コンピュータ処理の流れ」のとおり

(4) 安全対策

ア 保険年金課での安全対策

(ア) 第三者機関の認定・監査を受けている事業者と契約を締結する。(JIPI, JQA-IM1003, ISMS, UKAS)

(イ) 電子媒体に保存する場合は，パスワード処理をする。

(ウ) 個人情報の運搬についてはセキュリティ便を使用する。

(エ) 電子媒体の授受や返却時には，管理簿に記載する。

イ 受託業者に求める安全対策

(ア) 個人情報を独自の識別コードに変換（匿名化）した後に，突合させてデータベースを作成する。

(イ) 匿名化する担当者とデータの分析担当者は別の者であり，作業場所も異なる所に設定。分析担当者は専属の者であり，作業場所には専属のものしか出入りができない環境とする。

(ウ) 業務責任者及び従事者については名簿を提出する。

(エ) 業務終了後は，作業環境から速やかにデータを消去するとともに，貸与したデータを本市に返却する。

以上に加え，コンピュータ処理により抽出，作成した個人情報を取り扱う場合について，職員及び受託事業者は条例，藤沢市情報セキュリティ

ティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2018年（平成30年）11月8日以降

(6) 添付書類

- ア 国民健康保険法に基づく保健事業等に関する指針
- イ 第2期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）抜粋
- ウ 健診結果情報
- エ コンピュータ処理の流れ
- オ 業務委託契約書
- カ 藤沢市国民健康保険保健事業支援業務委託仕様書
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

処理件数は国民健康保険被保険者数は年間約10万人、健診データは年間約3万件、診療報酬明細書の件数は毎月約11万件であり、記載されている内容も異なることから、大量かつ複雑なデータを整理するため、コンピュータ処理をする必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(4)安全対策のア(ア)から(エ)及びイ(ア)から(エ)に示す安全対策は、次のとおりである。

ア 保険年金課での安全対策

- (ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア(ウ)、(エ)
 - (イ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 ア(エ)
 - (ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 ア(ア)
 - (エ) データ媒体の安全対策を高めるための措置 ア(イ)
- イ 受託業者に求める安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ (イ)
- (イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 イ (エ)
- (ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ (ウ)
- (エ) 安全対策を高めるための措置 イ (ア)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。ただし、取り扱う個人情報に疾病名等センシティブな情報であることから、特に匿名化の処理について匿名化担当者とデータ管理担当者を分離しているかを確認するため、契約書第14条及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書第9条の規定に基づき、受託者に対し、業務の履行状況について報告を求め、調査、監査等を実施することを条件とする。

以 上